



2025年1月31日

各 位

会社名 株式会社ニチリン  
代表者名 代表取締役  
社長執行役員 曾我浩之  
(コード番号 5184 東証スタンダード市場)  
問合せ先 取締役専務執行役員 難波宏成  
TEL (079) 252-4151

## 譲渡制限付株式報酬制度の改定に関するお知らせ

当社は、2025年1月31日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の改定を決議し、本制度の改定に関する議案を2025年3月27日開催予定の第141期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 本制度の改定の理由

本制度は、2019年3月27日開催の第135期定時株主総会において、当社の社外取締役を除く取締役（以下、「対象取締役」といいます。）を対象に、当社の持続的な企業価値向上に貢献する意識を高めることを目的として導入いたしました。譲渡制限付株式付与のために支給する金銭債権（以下「金銭報酬債権」という。）の総額および当社が発行または処分する当社普通株式の総数をそれぞれ年額50百万円以内および年50,000株以内とご承認をいただいております。

この度、中長期的企業価値向上を図るインセンティブを更に高め、重要業績評価指標（KPI）に業績のほかサステナビリティ指標も勘案して決定することを目的として、本制度の内容を一部改定することにいたしました。

なお、本制度の改定は、本株主総会において株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

当改定は、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針および当社の業績・株価水準等を総合的に勘案しつつ、指名報酬委員会の審議を経て取締役会で決定しており、相当であるものと判断しております。

#### 2. 改定後の本制度の概要

本制度に基づき対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額および当社が発行または処分する当社普通株式の総数は、年額1億円以内および年50,000株以内（ただし、本株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みま

す。) または株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整します。) といたします。

なお、上記の改定につきまして、今後付与される譲渡制限付株式に適用されるものであり、既に付与済みの譲渡制限付株式に関して変更するものではありません。

### 3. その他

以上の改定のほか、本制度における内容に変更はございません。導入時の本制度内容については、2019年2月14日付で公表した「取締役の報酬総額等改定および譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ」をご参照ください。また、本株主総会で本制度に関する議案が原案どおり承認可決された場合、当社の取締役を兼務しない執行役員に対しても同様の譲渡制限付株式報酬制度に改定する予定です。

以上